

『福松会』 会員規約

第1条（目的）

福松会（以下本会という）の趣旨に賛同し、入会された会員に対し、各種サービスを提供することにより、会員の利便を図り、精神的経済的負担を軽減することを目的とします。

第2条（会員の資格）

本会の趣旨に賛同し、会員規約を承認し、所定の入会手続きを完了し、本会が入会を認めた方とします。

1. 会申込書に記入した内容に虚偽の記載があったときは、入会を認めないことがあります。

第3条（入会手続き）

1. 入会の申込みは、所定の入会申込書に必要事項を記入し、署名の上、第6条に定める入会金を納入していただくことになります。
2. 会員になるための手続きが終了しますと、本会より「会員証」を交付します。

第4条（会員資格の期限）

1. 会員の資格は終身（生涯資格）とします。

第5条（告知義務違反による契約の解除）

入会申し込みの際、申込み者又は会員が故意又は重大な過失により、入会申込書に事実を告知しなかったか、事実ではないことを記載した場合、又は会員であってみむらで葬儀をとりおこなわなかった場合契約は、解除されます。

第6条（入会金及び入会金の払い込み）

1. 入会金は1,000円とします。
2. 入会金は入会申込み時に現金により一括払いとします。
3. 入会金は返還しません。

第7条（会員等の特典等）

会員は本会の葬儀施工を受けることによって次の特典を利用することができます。

1. 会員は葬儀に際し、一般葬儀価格よりも定められた会員特別価格でご利用になれます。
2. 会員は、式場使用料は無料です。
3. 花環、盛籠、生花等が会員特別割引価格でご利用になります。
4. 県内の病院から自宅又はホールまで当社負担で送ってもらうことができます。
5. ご葬儀に必要な調理用品、食器類、接客用品、座布団、テーブル等が無料でご利用できます。
6. 喪服が安くご利用できます。希望により着付けも承ります。

第8条（変更事項の届け出）

会員は入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに本会事務局に変更事項を届け出るものとします。

第9条（会員証の再交付）

1. 会員は、会員証を盗難、紛失あるいは破損した場合は、再交付を受けることができます。
2. 交付後の旧会員証は無効になります。

第10条（会員特典が受けられない場合）

1. 入会申し込みの際、申込者又は会員が故意又は重大な過失により、入会申込書に事実を告知しなかったか、又は虚偽の記載があった場合。
2. 葬儀施工申し込みの際、会員証の提示がなかった時。
3. 天変地異特殊な事情により、施工ができない状況が生じたとき。

第11条（会員特典の変更）

現行の会員特典（第7条の内容）を変更せざるを得ない状況が生じたときには、事前に会員にむけて変更の内容をお知らせすることとします。

第12条（クーリングオフ）

入会を申し込まれた方は、入会申込書を受領した日を含む8日間は、本会に対し書面により入会申し込みの撤回をすることができます。その効力は、書面（封筒、ハガキ）を発送した時から生じます。この場合、入会申し込みの方には、一切費用負担はなく、また既に納入された入会金は延滞なく全額返還します。

第13条（協議解決）

本契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、会員と本会にて誠実に協議解決するものとします。

□ 福松会個人情報に関する基本方針

- ・ 個人情報保護に関する法律を厳守し、お客様の情報を管理しています。
- ・ お客様の個人情報を適切に取り扱うために、責任者を決めて教育を行っています。
- ・ お客様の個人情報への不法アクセス、紛失、破壊、改竄及び漏洩を防止し、安全対策を講じています。
- ・ 個人情報に関する法令、その他の規範を厳守するとともに、個人情報保護の仕組み継続的な改善を図ります。

福松会事務局
藤岡セレモニーホールみむら内
(有) みむら

住所 栃木県栃木市藤岡町藤岡212-6

イイハナ

TEL 0282-61-1187（代）

FAX 0282-62-1187